

第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国際社会では、平成27年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の「持続可能な開発目標（SDGs）¹」の1つとして「ジェンダー平等を実現しよう（ゴール5）」が掲げられるなど、男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

今後は、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、行政機関、民間企業、市民社会など、すべてのステークホルダー（利害関係者）が連携して一層の取組を進める必要があります。

わが国においては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律²」（女性活躍推進法）、平成30年7月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が成立しています。また、令和2年12月には「男女共同参画社会基本法³」（平成11年法律第78号。）に基づき「第5次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画⁴やワーク・ライフ・バランス⁵の推進に向けた新たな取組が始まっています。

社会的には、男女共同参画への理解は徐々に進んでいるものの、依然として固定的な性別役割分担意識⁶、性差に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）⁷や慣行等は根強いものがあり、男女共同参画の理念が浸透するには、いまだ様々な課題が存在している状況です。

また、東日本大震災以降、近年は地震、台風、記録的な豪雨による甚大な被害が発生していることから、新型コロナウイルス（COV I D-19）感染症への対策を踏まえつつ、男女共同参画の視点での地域の防災における多様な人材の参画を進めることが重要です。

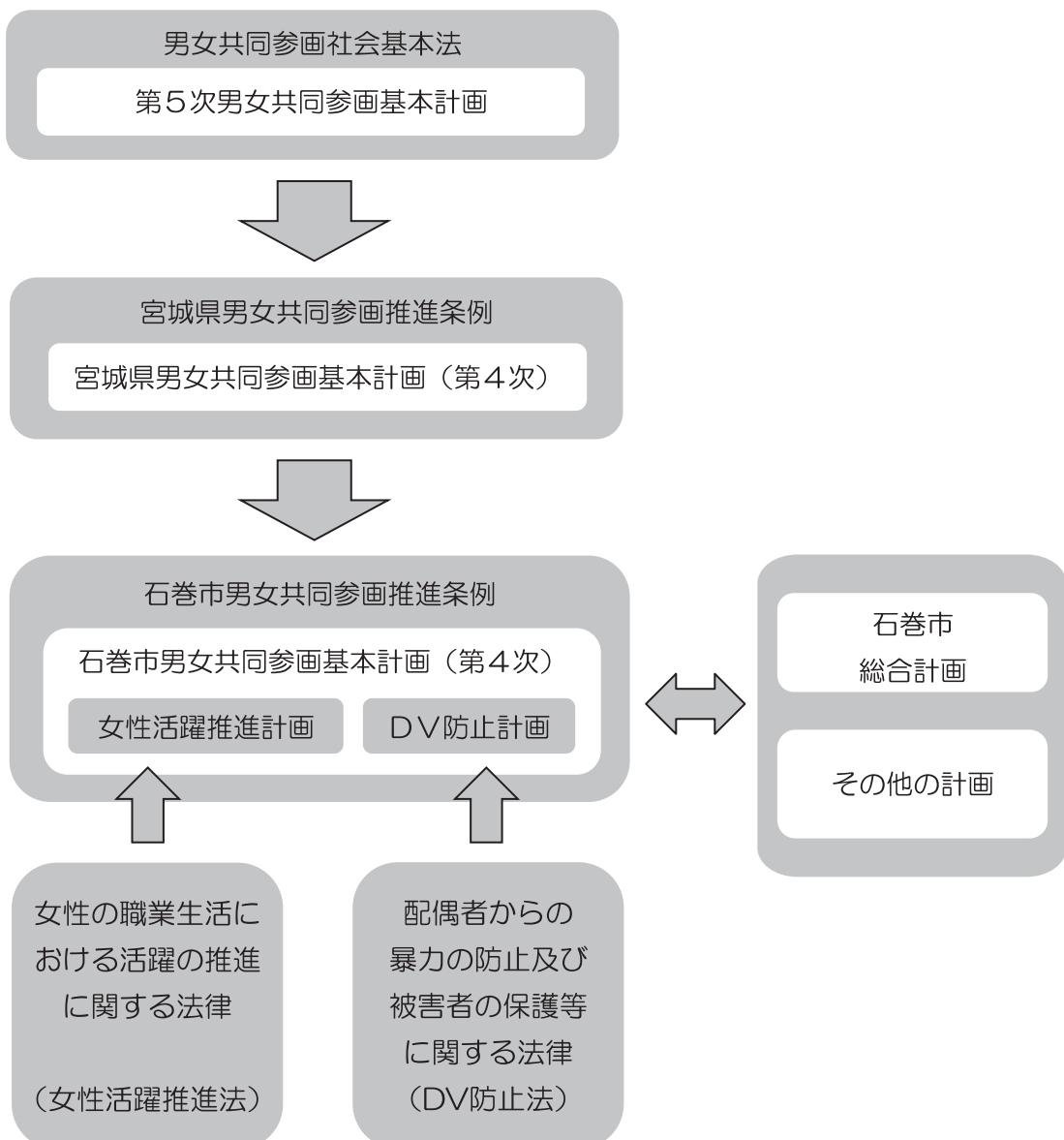
本市は、すべての市民が性別に関わりなく、市民一人一人の個人としての生き方が尊重され、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会⁸の実現を目指すことを目的に「石巻市男女共同参画推進条例」（平成17年石巻市条例第24号。）を施行しました。平成18年2月には「石巻市男女共同参画基本計画（第1次）」、平成23年2月には第2次、平成29年2月には第3次を策定し、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和3年度を初年度とする新たな「石巻市男女共同参画基本計画（第4次）」は、本市を取り巻く状況や第3次計画の進捗状況を踏まえ、「石巻市男女共同参画推進条例」に定める男女共同参画の理念及び推進の必要性を広く普及啓発し、多様性に富んだ社会の担い手として女性が能力を発揮できるよう、男女共同参画社会の形成を促進することを目的に策定するものです。

注 小文字数字については、用語の解説（P85～P91）参照。以下同じ。

2 計画の性格

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「石巻市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく基本計画です。
- ・国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」、本市の「石巻市総合計画」、その他の関連計画と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すための個別計画です。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。）第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律⁹」（平成13年法律第31号。）第2条の3第3項に基づく「DV防止計画」を包含し、本市における男女共同参画を推進するための施策の方向性を定めた計画です。



3 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢や法制度の変更、計画の進捗状況、国・県の動向等を見据えながら、適宜必要な内容の見直しを行います。

4 計画とSDGs

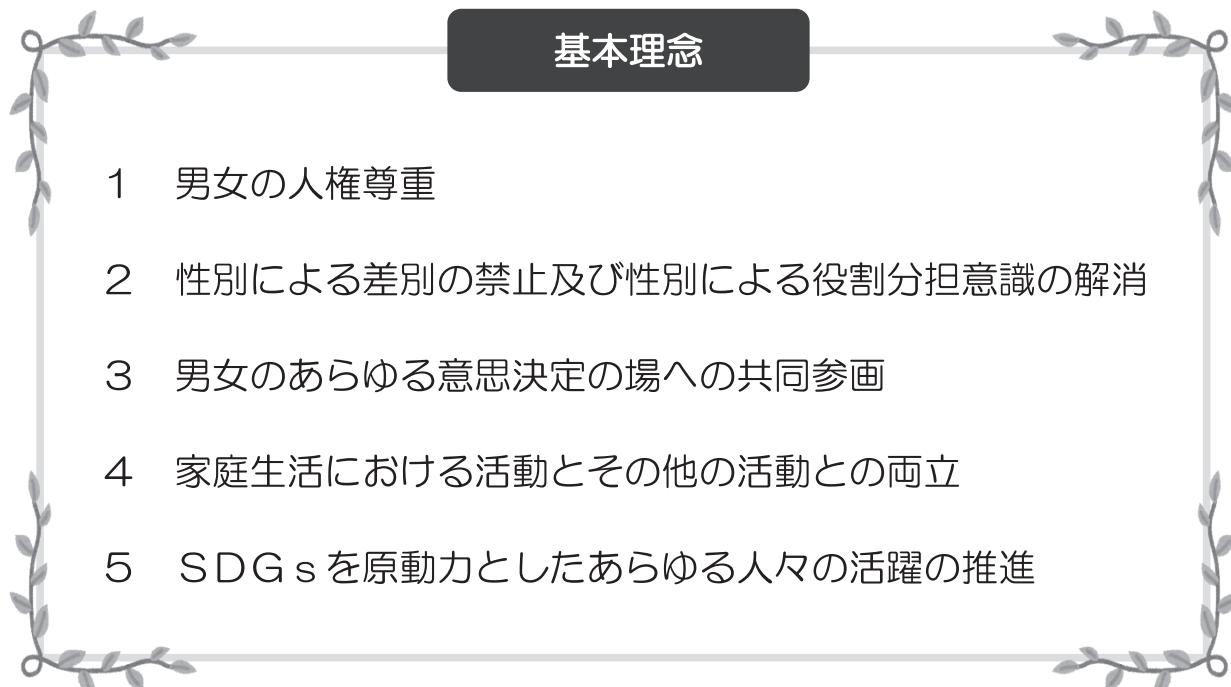
男女共同参画社会の実現に向けた取組は、SDGsの目標（ゴール）のうち、「ジェンダー平等を実現しよう（ゴール5）」に関連します。しかし、実現のためには、「質の高い教育をみんなに（ゴール4）」、「働きがいも経済成長も（ゴール8）」、「パートナーシップで目標を達成しよう（ゴール17）」などの課題を解決する必要があります。

男女共同参画社会の実現は、SDGsのほかの目標達成に貢献することにつながります。

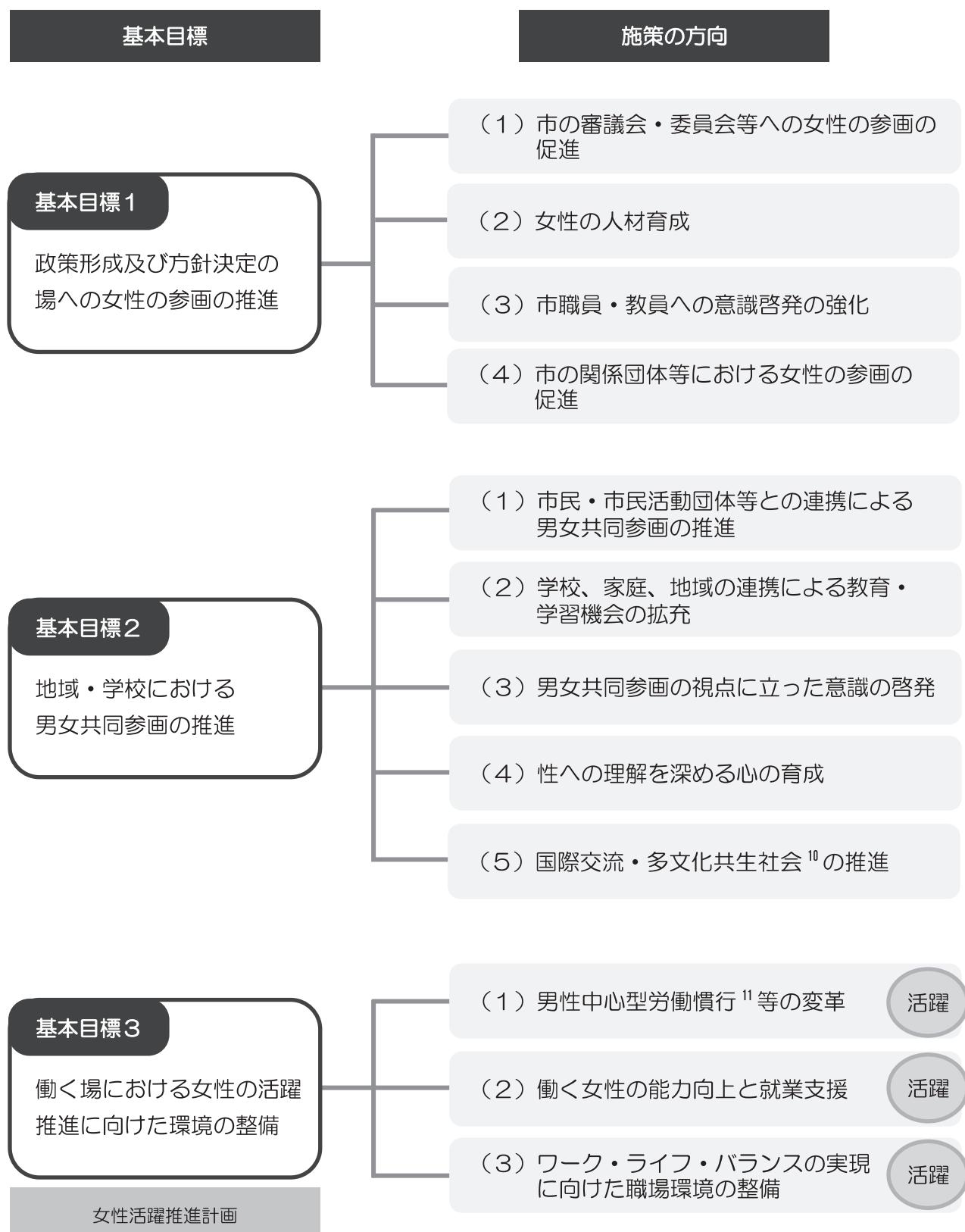


5 計画の基本理念

石巻市男女共同参画推進条例の基本理念の趣旨を基本とし、次の5つを基本理念とします。



6 計画の体系





・・・女性活躍推進計画



・・・DV防止計画

